

平成 29 年度茅ヶ崎市防災会議 会議録

議題	茅ヶ崎市地域防災計画の修正について
情報交換	<ol style="list-style-type: none"> 1 相模川の洪水浸水対策に係るタイムラインの作成について 2 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画（全体計画）について 3 平成 29 年度災害対策本部運営訓練について 4 消防防災フェスティバルについて 5 広域避難場所の見直しについて（状況報告）
日時	平成 30 年 2 月 7 日（水曜日） 10 時 00 分～11 時 55 分
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎 4 階 会議室 1、2
出席者氏名	<p>（委員）</p> <p>夜光 広純（会長代理）、和田 聡明、澤 健男、肆矢 雄三、石田 守（代理出席）、太田 良勝、石橋 正道、高崎 智彦、山口 達夫、風見 和浩、芹澤 文也、杉本 順、畠田 宏治、熊澤 克躬、佐藤 喜久二、塚田 桂子、山崎 正美、秋津 伸一、秋元 一正、栗原 敏、山田 憲、大八木 和也、鈴木 深雪、熊澤 克彦、杉田 司、野崎 栄、大野木 英夫、川口 和夫、塩崎 威、南出 純二、小澤 幸雄</p> <p>（事務局）</p> <p>大竹課長、菊池危機管理担当課長、入澤主幹、橋村課長補佐、掛川主任、西村主任、臼井主任（以上防災対策課）</p> <p>一杉障害福祉課長</p> <p>重田高齢福祉介護課長</p>
会議資料	<p>平成 29 年度茅ヶ崎市防災会議 次第</p> <p>平成 29 年度茅ヶ崎市防災会議出席者名簿、座席表</p> <p>資料 1 平成 29 年度 地域防災計画の修正に係るこれまでの経緯</p> <p>資料 1-1 平成 29 年度 地域防災計画の修正について</p> <p>資料 1-2 茅ヶ崎市地域防災計画の修正について（案）</p> <p>資料 1-3 茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画 新旧対照表</p> <p>資料 1-4 茅ヶ崎市地域防災計画 風水害対策計画 新旧対照表</p> <p>資料 1-5 茅ヶ崎市地域防災計画 特殊災害対策計画 新旧対照表</p> <p>資料 1-6 茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画（案）</p> <p>資料 1-7 茅ヶ崎市地域防災計画 風水害対策計画・特殊災害対策計画（案）</p> <p>資料 1-8 「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について（素案）」のパブリックコメントの実施結果</p> <p>資料 2 情報交換資料</p> <p>資料 3-1 相模川の洪水浸水対策に係るタイムラインの策定について</p> <p>資料 3-2 タイムライン概略版（たたき台）</p>

	<p>資料4 避難行動要支援者支援計画（全体計画）及び制度概要</p> <p>資料5 平成29年11月10日記者発表資料（災害対策本部運営訓練（図上訓練）を実施します）</p> <p>資料6 ちがさき消防防災フェスティバル2016の実施結果</p> <p>資料7 広域避難場所の見直しについて（状況報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年の天候の特徴（横浜地方気象台提供） ・医療ケアを要するお子さんとそのご家族へのアンケートについて結果報告（塚田委員提供資料）
会議の公開・非公開	公開

（会議録）

○大竹防災対策課長：定刻となりましたので、平成29年度茅ヶ崎市防災会議を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、本日司会を務めさせていただきます、市民安全部防災対策課長の**大竹**と申します。よろしくお願い申し上げます。

本会議は、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、地域防災計画を作成し、その実施を推進するほか、市長の諮問に応じて地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、設置をしております。

すでにご案内させていただいているところではございますが、本日の会議につきましては、茅ヶ崎市自治基本条例に基づき、公開で行わせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、本日本会議会長の服部市長が急きょ欠席させていただくこととなりましたので、防災会議条例第3条第4項の規定により、夜光茅ヶ崎市副市長がその職務を代理させていただきます。

それでは、会議の開会に先立ちまして、夜光茅ヶ崎市副市長よりご挨拶申し上げます。

○夜光副市長：あらためまして、皆様おはようございます。ご紹介いただきました副市長の夜光でございます。本来であれば服部市長がご挨拶また議長を務めるところでございますが、所用のため、欠席させていただきます。私からご挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、本会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日お集まりいただきました委員の皆様方には、平素から本市の市民生活の安全安心の確保のため、様々な立場でお力添えを賜っておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、本日の会議でございますが、地域防災計画の修正作業について、これまで皆様方の御協力のもと、本日皆様にお諮りするところまで整理が進みましたので、その内容について、ご説明させていただきながら、ご意見を頂戴し、修正計画として決定していきたいというところで、開催させていただきました。

この会議は、前回は平成27年度の開催でございましたので、2年ぶりの開催となります。この間、平成27年の関東・東北豪雨、平成28年の熊本地震や台風第10号による岩手県・北海道における

甚大な被害、また、昨年の九州北部豪雨など、毎年のように全国で大きな災害が発生しております。

こういった災害を踏まえた災害対策基本法をはじめとした関係法令の改正が進められているところではありますが、本市におきましても、こうした災害の教訓や知見を本市の防災体制に着実に生かしていくため、本年度より防災対策課に政策担当を設置し、本日ご審議いただきます地域防災計画の修正等にあたっているところです。

また、後ほど事務局より御紹介させていただきますが、新たに本会議に御参画いただくことになりました皆様につきましては、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

あらゆる災害に備えた防災体制を充実、強化してくためには、本日、お集まりいただいた皆様との連携を強化していくことが不可欠と考えております。引き続き、ご協力のほどよろしく願いいたします。

さて、本日は議題として地域防災計画の見直しについてご審議いただくとともに、防災の取組みに係る情報交換を予定しております。限られた時間での会議ではございますが、皆様より忌憚のないご意見をいただきまして、本市の防災体制のさらなる向上に特段のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。ご挨拶にかえさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○大竹防災対策課長：それでは会議に先立ちまして、まず会議の成立についてご報告いたします。

本防災会議は、茅ヶ崎市防災会議運営要綱第2条の規定により、会議の開催は過半数の委員の出席が必要となりますが、総員45名中、30名のご出席をいただいておりますので、会議は成立してございます。

また、本来であれば、ご出席いただいております委員のみなさまに一言ずつご挨拶いただくところですが、時間も限られておりますので、今年度より新たに御参画いただきました皆様を御紹介させていただき、その他の皆様につきましては、大変恐縮ですが、御配りしております出席者名簿に代えさせていただきます。ことを御了承ください。

それでは、御紹介させていただきます。

まず、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所 大磯出張所 所長 澤健男様でございます。

横浜国道事務所は、緊急輸送道路にも指定されております国道1号を管理され、共同溝の設置による電線の地中化などを進めておられます。国道1号は本市の中央を東西に横断する防災上も重要な道路であり、救出救助活動、救援物資の輸送など災害応急対策の円滑かつ迅速に遂行する上で、重要な役割を果たすこととなるため、本防災会議にご参画いただくこととなりました。

続きまして、気象庁 東京管区气象台 横浜地方气象台 台長 肆矢雄三様でございます。

横浜地方气象台は、ご存じのとおり各種の気象警報・注意報を発表されており、大雨時等においては、これまでも本市より今後の気象予測等についてご助言をいただいております。近年、日本各地で雨の降り方が局地化、激甚化しており、専門的・技術的知見からご助言いただくことは、本市の防災対策に重要であるため、今年度よりご参画いただくこととなりました。

続きまして、神奈川県 衛生研究所 所長 高崎智彦様でございます。

衛生研究所は、神奈川県の間関として災害時には湘南地域県政総合センターに設置されます、現地対策本部に加わるとともに、本市の下町屋にごございます施設につきましては、本市と津波一時退避場所として避難者の受入の協定を締結していただいております。

続きまして、茅ヶ崎市社会福祉協議会 会長 熊澤克躬様でございます。

社会福祉協議会は、これまでも災害ボランティアセンターの設置・運営について市やボランティア団体と連携しながら取り組んでいただいております。ボランティアセンターに係る訓練やその在り方について、継続して市と協議調整を図らせていただいております。

また、防災会議の委員として、今年度より市内の福祉施設の代表を務めておられます塚田桂子様にもご参画いただくこととなりました。

塚田様におかれましては、福祉事業所の代表としてだけでなく、福祉事業者による連絡協議会等での活動を通して、障害者、高齢者への防災対策や、福祉事業所の防災体制の強化のため、積極的に活動いただいております。

続きまして、本日はあいにく欠席されておりますが、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所 所長 服部敦様にも、今年度よりご参画いただくこととなりました。

京浜河川事務所は相模川に架かります神川橋より下流域の相模川の管理や堤防の整備を進めておられます。一昨年には相模川の新たな洪水浸水想定を発表するなど、相模川の氾濫に備え、ハード・ソフト両面で流域自治体と連携しながら対策を進めており、相模川の洪水対策は本市にとっても重要な対策の一つであるため、今年度よりご参画いただくこととなりました。

以上の皆様が、今年度より新たに御参画いただくこととなりました皆様でございます。よろしく御願いたします。

それでは、これより議事に移らせていただきます。議事につきましては、夜光副市長にお願いしたいと思っております。それでは、副市長、よろしく御願いたします。

○夜光副市長：それでは、議事に入らせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。はじめに、会議録署名人の指名をさせていただきます。本日は、第三管区海上保安本部 横須賀海上保安部 湘南海上保安署の和田様をお願いしたいと思います。よろしく御願いたします。

それでは、議題「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について」、事務局から説明を願います。

○橋村課長補佐：防災対策課の橋村と申します。恐縮ですが、着座にてご説明させていただきます。

それでは、議題「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について」、ご説明申し上げます。

まずは、本日の議題であります計画の修正案の作成にあたりまして、これまで関係機関の皆様への意見照会や幹事会等にご協力いただき、誠にありがとうございました。

これまでの経緯につきまして、本日、資料1として追加で席上に配付をさせていただきました。資料1についてご説明させていただきます。

前回の計画修正が、平成27年度でしたので、今回は約2年ぶりの修正となります。

先ほど副市長からのご挨拶にもございましたが、この2年の間にも、日本各地では大きな自然災害やそれに伴う法改正等が行われております。

平成27年度の水防法の改正や関東・東北豪雨、平成28年度の熊本地震や台風第10号、平成29年度も水防法の改正や九州北部豪雨など、毎年のように大きな災害が発生し、これらの災害の教訓を踏まえ、法令の改正やガイドライン等が作成、修正されているところです。

こうした内容を本市の地域防災計画の反映させるため、今年度前半より、関係機関の皆様への意見照会や幹事会、また、11月から12月のパブリックコメントを経て、修正案としたものをお手元の資料として配付させていただきました。

ご意見いただいた内容のうち、関係者間で協議を進めている事項につきましては、引き続き、協議、

調整を進めながら、次回、30年度に予定しております計画の修正に反映させていきたいと考えておりますので、予めご了承ください。

なお、パブリックコメントの実施結果につきましては、資料1-8として配付させていただきました。3名の方から18件のご意見をいただきましたが、誤字を修正したものを除き、修正したところはございませんでした。

それでは、具体的な計画の修正内容についてご説明させていただきます。資料につきましては、資料1-1から、資料1-7となります。

資料1-1が、今回の主な修正内容をまとめたスライド資料、資料1-2が、今回の修正概要、資料1-3から1-5が、修正の新旧対照表、資料1-6、1-7が、修正内容を反映させた計画の修正案となっております。

説明につきましては、資料1-1をもとに、会場の前面と後方に映し出しますパワーポイントにてご説明させていただきます。その他の資料につきましては、適宜御参照ください。

それではまず、資料1-1の1枚目下段の1ページをご覧ください。

計画修正の考えについてご説明させていただいた後、今年度の修正内容として、各計画に共通する内容、地震災害対策計画に係る内容、風水害対策計画、特殊災害対策計画に係る内容とに分けて順にご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。「1 計画修正の考え」についてご説明いたします。

先ほども経緯の中でご説明させていただいたところですが、前回の計画修正以降も全国各地で大きな被害を伴った災害が、毎年発生し、こうした災害を踏まえて行われました災害対策基本法や水防法の改正、具体的な災害事例の教訓を踏まえてまとめられた、国の報告書やガイドライン、各機関での取り組み等を踏まえまして、本市の防災対策をより一層推進するため、計画の修正を行うことといたします。

続きまして、「2 平成29年度の主な修正内容」のうち、「(1) 各計画に共通する主な修正内容」についてご説明いたします。

共通の修正内容は、4ページにございます、アからカとなりますが、アから順にご説明させていただきます。5ページをご覧ください。

「ア 災害対策基本法の改正に基づく修正」のうち、「指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び周知」についてです。

東日本大震災において、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらず、被害拡大の一因となったことを踏まえ、災害対策基本法において、洪水、土砂災害、大規模な火事等の切迫した危険から緊急的に身を守るために避難する場所である「指定緊急避難場所」と、避難生活を送るための「指定避難所」を区別して指定することが法に規定されたため、指定緊急避難場所と指定避難所の指定の考え方等を計画に追加いたしました。

市では現在、計画の修正と並行して、指定緊急避難場所と指定避難所の指定に向けた作業を進めており、この地域防災計画の修正の後、今年度中に法に基づき指定を行うことを考えております。

なお、指定緊急避難場所のうち、特に大規模な火事からの避難先となります広域避難場所につきましては、都市火災や都市防災に係る学識経験者3名の方を防災会議の専門委員に任命させていただき、ご意見をいただきながら、検討を進めてきました。この内容につきましては、後ほど、情報交換の中

で検討状況についてご報告させていただきます。

続きまして、6ページ「広域一時滞在の協議」についてです。

「広域一時滞在」とは、東日本大震災において市町村の区域を越えた被災住民の移動及び受入が必要となるような事態が発生いたしました。それに対する法律上の規定が十分でなく、自治体間の調整が円滑に進まなかったことを踏まえ、新たに災害対策基本法に位置づけられたものです。今回、必要に応じて法に基づき他市町村への避難について、協議する旨を避難対策のひとつとして計画に追加いたしました。

なお、茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町で構成する広域連携の協議会におきまして、今年度、市域、町域を越えた避難について、具体的に検討を進め、この「広域一時滞在の協議」を進める際のマニュアルを作成しているところです。

続いて、7ページ「防災関係機関への助言の求め」についてです。

すでにこれまでも、大雨等が予測される場合には、市より横浜地方気象台様に連絡し、今後の気象情報等を、ご助言いただいているところですが、避難勧告等の発令にあたり、市より関係機関に専門的・技術的な知見について助言を求めること、助言を求められた機関は応答しなければならないことが法に位置づけられたため、計画に追加したものとなります。

続いて、8ページ「緊急車両の通行ルートの確保のための措置」についてです。

大規模災害時に、被災地や被災地に向かう道路上に大量の車両が放置され、消防や救助活動、救援物資の輸送などに支障が生じるおそれがあることから、道路管理者による緊急時の災害応急措置として法に位置づけられたため、計画に追加いたしました。

続いて、9ページ、イ、国の「防災基本計画の修正に伴う修正」のうち「物資輸送の円滑化」についてです。

これは、熊本地震における物資輸送の教訓を踏まえるとともに、熊本地震を踏まえ修正された国の防災基本計画において、地方公共団体の取組である物資拠点等の点検が修正されたため、新たに追加したものです。

物資拠点の点検につきましては、県トラック協会様が、昨年度、県や政令市の物資集積拠点の点検等を行ったと聞いておりますので、ご助言をいただきながら市でも進めてまいりたいと考えております。

続きまして、10ページの「ICTの活用」についてです。

こちらにつきましても、熊本地震を踏まえ修正されました国の防災基本計画において、地方公共団体の取組として新たに追加されたものとなります。本市においてはすでにICTを活用した災害情報の一元化に取り組んでおり、平成26年度より災害対策本部運営訓練において使用しながら、検証しているところですが、国の防災基本計画に明確に位置づけられたことを踏まえまして、地域防災計画にも追加いたしました。

続きまして、11ページの「避難情報の名称変更」についてです。

これは平成28年の台風第10号の教訓を踏まえ、住民に避難を促すための避難情報の名称が変更となったため、この変更に合わせて計画の記載を修正したものです。

続いて、12ページの「緊急災害対策派遣隊」についてです。

これまで計画には、広域応援部隊として、自衛隊、警察の警察災害派遣隊、消防の緊急消防援助隊、

医療機関のDMATを記載しておりましたが、近年の災害において、発災直後より河川や道路等の迅速な復旧に重要な役割を果たしております国土交通省の緊急災害対策派遣隊を広域応援部隊のひとつとして追加するとともに、その応援要請の流れ等を追加いたしました。

続いて、13ページの「ウ 避難勧告等に関するガイドラインに基づく修正」の「避難勧告等の発令の考え方」についてです。

こちらは平成29年3月に修正されましたガイドラインの内容を踏まえ、避難勧告等の発令時の、避難行動の基本的な考え方、災害種別ごとの避難勧告等の発令基準について、ガイドラインをもとに修正いたしました。

続きまして、14ページ「エ 防災会議委員の充実に伴う修正」についてです。

今年度より新たに防災会議に参画いただきました機関につきまして、各機関に係る取り組み、横浜国道事務所様が進める国道1号での共同溝の設置による電線類地中化の取り組みや、相模川の氾濫に備えた洪水情報の配信や大規模氾濫減災協議会といった取り組みを追加いたしました。

続いて、15ページ「オ 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策のあり方について」を踏まえた修正」についてです。

熊本地震の教訓の一つに、市町村と指定管理者間での災害時の役割分担が共有されていなかったことが指摘されています。このことを踏まえまして、災害時の役割のある指定管理施設について、災害発生前よりあらかじめ互いの役割について確認しておくことを位置づけました。

続きまして、16ページ「カ その他の修正事項」のうち、「市の保健所政令市移行に伴う業務分担の変更」についてです。

昨年の4月より茅ヶ崎市では、保健所政令市に移行し、これまで県が行っておりました保健所業務を市が行うこととなりました。これに伴い、市では既存の保健業務や環境衛生業務を保健所に移管し、災害時の役割についても一部変更しております。

具体的には、これまで保健福祉部で行っておりました医療救護対策や災害時の保健師の運用、環境部が担っておりました多数遺体対策や災害時のペット対策を保健所が行うよう修正しました。

(1) 各計画に共通する主な修正内容の説明については以上となります。

○臼井主任：防災対策課の臼井と申します。着座にて失礼いたします。

私からは、「(2) 地震災害対策計画の主な修正」についてご説明いたします。17ページをご覧ください。

南海トラフ地震対策特別措置法の施行に伴い、南海トラフ地震防災対策推進地域の防災会議が作成できるとされている南海トラフ地震防災対策推進計画を、第8章として追加いたしました。

この計画は、日本において発生が想定される最大級の地震であり、広域に被害が及ぶと想定される南海トラフ地震により発生する、津波からの防護、円滑な避難の確保など、本市において地震防災対策の推進を図ることを目的として作成するものです。

本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されております。そのため、南海トラフ地震防災対策推進計画を追加したものです。

18ページをご覧ください。南海トラフ地震で想定される、震度や津波の浸水想定区域は、本市で想定している他の地震と比較すると最大のものではなく、基本的に地震災害対策計画を準用する内容としています。

(2) 地震災害対策計画の主な修正内容の説明については以上となります。

○掛川主任：防災対策課の掛川と申します。着座にて、失礼いたします。

私からは、「(3)風水害対策計画、特殊災害対策計画の主な修正」についてご説明申し上げます。

資料1-1、19ページをご覧ください。風水害対策計画、特殊災害対策計画についての主な修正項目はご覧のとおりです。順にご説明させていただきます。

20ページをご覧ください。まず、「ア 平成27年の水防法等の改正に伴う修正」のうち、「洪水予報河川、水位周知河川等の指定」についてご説明いたします。

洪水予報河川につきましては、水防法第10条に基づき、国管理の相模川下流、神奈川県管理の相模川中流について、それぞれ指定されており、水位周知河川については、水防法第13条に基づき、神奈川県管理の小出川及び梅田橋から小出川合流点までの千の川が指定されているところでございます。

また、平成27年に改正されました水防法に基づき、水防法第13条の2及び3において、水位周知下水道及び水位周知海岸についての規定が新たに設けられました。これら洪水予報河川等の位置付け、指定状況を追加しております。

続きまして、21ページをご覧ください。「ア 平成27年の水防法等の改正に伴う修正」のうち、「想定最大規模の洪水等に係る浸水想定区域の指定」についてです。

平成27年の水防法の改正前においては、「河川の洪水防御に関する基本となる降雨」、いわゆる「計画規模降雨」を前提とし、浸水想定区域が指定されておりました。しかし、近年、現在の想定を超える浸水被害が多発し、激甚化していることを踏まえ、更なる避難体制等の充実・強化を行うため、水防法が改正され、前提とする降雨が「想定最大規模」に変更されました。

相模川では従前、相模川流域48時間雨量が459mmでしたが、これが想定最大規模として、567mmに変更されています。既に一昨年5月に相模川下流、昨年の3月には相模川中流において、それぞれ想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域が指定・公表されておりますので、その指定状況等を追加しております。

続きまして、22ページをご覧ください。「ア 平成27年の水防法等の改正に伴う修正」のうち、「想定最大規模の洪水等ハザードマップの作成」についてです。

市では、平成20年3月に洪水時の円滑かつ迅速な避難確保を図ることを目的として、茅ヶ崎市洪水ハザードマップを作成しておりましたが、想定最大規模降雨による洪水等の浸水想定区域の指定を踏まえたハザードマップを新たに作成する必要があることから、記載内容を修正いたしました。

なお、本日お手元に配付させていただいておりますが、昨年12月に想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域が指定されております相模川について、洪水ハザードマップを作成いたしましたところ

です。続きまして、「イ 平成29年の水防法等の改正に伴う修正」について、23ページから25ページについて、ご説明いたします。

今年度に改正されました水防法では、平成27年9月の関東・東北豪雨や平成28年8月台風第10号等での逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生したことを背景として「逃げ遅れゼロ」や「社会被害の最小化」を実現するための対策について新たに規定が設けられております。

まず、23ページの「大規模氾濫減災協議会の設置及び取組等」についてです。

洪水予報河川及び水位周知河川の管理者である国及び県が、多様な関係者が連携し、大規模氾濫に対する減災対策をハード・ソフト両面から総合的・一体的に推進するため、大規模氾濫減災協議会を

組織するものとした、水防法第15条の9及び10について、計画にこの位置付け、役割等を追加しております。

この協議会については、国における「相模川大規模氾濫に関する減災対策専門部会」、また、県における「神奈川県大規模氾濫減災協議会」として、すでに取組が進められているところでございます。

続きまして、24ページ「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成」についてです。

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練の実施については、従前“努力義務”とされていましたが、今年度の水防法改正により、“義務”として変更されたことに伴い、避難計画の作成、避難訓練の実施、これらに係る支援・点検体制等について追加しております。

続きまして、25ページ「市管理河川における水害リスク情報の周知」についてです。

洪水予報河川及び水位周知河川として指定されている以外の河川、いわゆる市が管理する河川についても、積極的な避難行動が求められることがあることから、住民等の的確な避難の判断等に資するよう、市は浸水実績等を把握した時は水害リスク情報として住民等に周知することを追加しております。

続きまして、26ページをご覧ください。「オ その他風水害対策計画に係る修正」のうち、「ホットラインの体制整備」についてです。

相模川における洪水発生が予見される場合については、京浜河川事務所様及び神奈川県様と、気象状況により甚大な災害の発生が予見される場合においては、横浜地方気象台様とすでにホットラインの運用をしており、市は必要な助言をいただくこととなっております。この運用については、引き続き体制を整備、維持しながら継続する必要があることから、これについて計画に追加しております。

続きまして、27ページをご覧ください。「オ その他風水害対策計画に係る修正」のうち、「共同点検における水防活動、避難行動の推進」についてです。

こちらについては、すでに出水期前に河川等の点検を防災関係機関等が共同で行い、注意箇所等の共通認識を図っておりますが、引き続き実施していく必要のある重要な取組であることから、記載を追加しております。

続きまして、28ページをご覧ください。「オ その他風水害対策計画に係る修正」のうち、「洪水情報のプッシュ型配信」についてです。

国土交通省京浜河川事務所様の取組となりますが、洪水時に住民等の主体的な避難を促すことを目的として、昨年5月から開始されました、相模川下流における緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信について追加したものでございます。プッシュ型配信は相模川下流において、氾濫危険情報、氾濫発生情報が発表されたことを契機として配信されることとなっております。

続きまして、29ページをご覧ください。「オ その他風水害対策計画に係る修正」のうち、「防災関係機関によるタイムラインの作成」についてです。

大規模な氾濫は必ず発生するものという考えに立ち、事前に行うべき防災行動とその実施主体を時系列で整理した防災行動計画、いわゆるタイムラインの作成について、追加したものでございます。

すでに本市では、平成27年11月に京浜河川事務所様、横浜地方気象台様とともに、相模川下流における「避難勧告等の発令に着目したタイムライン」を作成している状況ではございますが、このタイムラインについて、より実効性の高い計画を目指した見直し作業を進めておりますので、後の情報交換で改めて詳細についてご説明させていただきます。

続きまして、30ページをご覧ください。「オ その他風水害対策計画に係る修正」のうち、「水防体制構築の基本的な考え方」及び「水防体制の見直し」についてです。

従前の計画では、水防体制の構築について、現況の気象警報、注意報或いは河川の水位情報を基準として、これに対応する規模の体制を順次構築することとしておりました。

今回の修正では、風水害への対応力、実効性を高めるため、従前の体制を見直し、大雨等による影響や被害を可能な限り見積もることで、事前にこれに対応し得る体制を構築するものとして改めたものでございます。

以上が、風水害対策計画の主な修正点でございます。

続きまして、31ページをご覧ください。「カ 特殊災害対策計画に係る修正」についてご説明申し上げます。

特殊災害対策計画のうち、竜巻等突風災害対策についてでございますが、平成26年9月より運用が開始されております目撃情報を含む竜巻注意情報の発表とその発表例について、記載を追加しております。

なお、本市では目撃情報を含む竜巻注意情報が発表された際は、特に竜巻に対する警戒が必要となることから、防災行政用無線等による注意喚起を行うこととしております。

以上が、議題「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について」の説明となります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○夜光副市長：ただいま事務局から議題「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について」について説明がありました。委員の皆様からご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

○佐藤委員：防災担当参与の佐藤でございます。スライドの30ページ、水防体制構築の基本的な考え方、これについて、若干の補足をさせていただきます。水防体制の構築の中で特に避難をどうするかという判断の仕方は、新しく修正された風水害対策計画では、2つの考え方が同居しております。1つ目の考え方は、降雨によって河川の水位が上昇していく、その水位の上昇を踏まえて、段階的に避難の処置を講ずる、というのが今までの考え方です。具体的に言うと、例えば相模川ですと、780mmで避難判断水位に達します。こうなりますと、要配慮者の皆様の避難を促す措置が出てきます。さらに水位が上がって、氾濫危険水位870mmに達すると、健常者などに対する避難の勧告という措置を講ずる、というように水位の基準というものを1つの避難判断の考慮要素とするという考え方がこれまでなされておりました。

一方で、事務局から説明があった、被害想定に関することについて、想定最大規模降雨という言葉が出ていました。この想定最大規模降雨というのは、国の説明によれば、1000年に1回あるいは1000年以上に1回あるかないかの大規模な降雨をさしています。こういった降雨が想定される場合には、先ほど申し上げました、水位の基準に基づくやり方では逃げ遅れの危険性が高まるということで、大規模な降雨にいたる前に浸水想定区域内の人達の避難を完了させるという考え方が出てきました。それが後ほど詳細な説明があると思うのですが、タイムラインというかたちで、段取りを講じていくということになっています。その今回の修正された計画では、2つの考え方が一緒に入っておりますので、ぜひ今後計画を読む際に、そのことを念頭においていただき、ご理解いただければと思います。

○夜光副市長：佐藤委員より補足説明をいただきました。他にご意見ご質問ございますか。

○熊澤委員：意見としてお聞きいただきたいのですが、我々の役割である災害ボランティアに関することですが、その職務については全力で取り組むつもりでおりますが、計画で重要なのは、実際に活動する人の関係だと思えます。そのあたりを30年度の修正の際は調整をはかっていただきたいと思っています。

○夜光副市長：ありがとうございました。他にご意見、ご質問ございますか。塚田委員どうぞ。

○塚田委員：最近あった大雨の時に、避難勧告の放送が市内で流れたのですが、その時に私共が訪問している、独居の自分の力だけでは動けない方々が、放送は流れているけれども、いざ逃げるとなったらどのように逃げればいいのか、皆さん結局逃げることができないというのが現実としてありましたので、そういう方がどのように逃げればいいのか、今後検討していただきたいなと思えます。

○夜光副市長：ありがとうございました。事務局から何かありますか。

○入澤主幹：防災対策課の入澤でございます。塚田委員からご質問のあった件については、後ほどの避難行動要支援者支援計画で説明をさせていただきたいと思えます。

○夜光副市長：他にご意見ご質問ございますか。肆矢委員どうぞ。

○肆矢委員：気象台の肆矢でございます。お手元に気象台からの資料を用意しておりますので、ご覧いただけますでしょうか。昨年の天候の特徴を簡単にご説明させていただきます。

昨年をご存知のとおり、台風の時期に九州北部豪雨があり、大変な被害が発生しました。この資料の1枚目、ここに載っているグラフは平年からの気温の偏差を表しております。東日本の欄をみてくださいと、7月に異常な高温になりまして、8月は寒暖を繰り返しまして、気温の低い日もありました。10月には台風が襲来しまして、かなりの雨量となりました。このような気温、天候の変化が昨年起こったわけです。

2ページ目をご覧ください。全国の天候ですが、平年からの偏差を色別に表示しております。関東地方では、平均気温と降水量は平年並みでしたが、日照時間がかなり多かったという特徴がございました。

3ページをご覧ください。台風の発生数は、平年並みの27個、ただし7月に発生した8個という多い数でした。日本への接近数は8個、日本への上陸数は平年より多く4個でした。特に、10月22、23日にかけて襲来した台風21号につきましては、日本の南海上で925hPaという、近年にないかなり大きな台風でした。

4ページをご覧ください。湘南地域の傾向といたしまして、辻堂にあるアメダスの観測データをご紹介します。気温はほぼ平年並み。月別の降水量は10月にかなりの降水がありました。日照時間については、5、7月に日照時間が多かった一方、8、9、10月は日照時間が短かったという特徴がありました。

5ページをご覧ください。昨年の主な気象災害をまとめております。被害の多寡はありますが、毎年このような被害が生じておりますので、防災に気を緩めてはならないという戒めでもあると思えます。

6ページをご覧ください。気象庁が出しております、避難判断を支援する気象情報ですが、避難勧告等に関するガイドラインに基づき計画を修正されており、気象庁から出された情報をもとに判断するということが明記されたことは、気象台にとってもありがたいことです。

昨年から、大雨警報・洪水警報の危険度分布というものを、発表しています。これは、降った雨の

量からより早く水害、土砂災害のリスクを計算し、地図上で危険度の高い地域を表し、情報を発信しています。ぜひこういった情報もご利用いただければと思います。

風水害対策計画で、ホットラインの体制整備が記述されていました。気象台としても、市町村への助言に努めてまいりますので、今回計画に明記されたことは、ありがたいことだと思っております。タイムライン、あるいは水防体制の見直しについても、取り組みに呼応して、気象台としてもより正確な情報を提供していきたいと思っております。

○夜光副市長：ありがとうございました。ただいまの説明で確認したいことはございますか。よろしいですか。他にご意見等ございますか。

○南出委員：保健所長の南出です。保健所は災害医療を担当することとなりましたので、そのことについて少しお話しさせていただきます。昨年度、保健所移管と同時に地域災害医療対策会議というものが、県から市に移ってきています。災害医療というのは、災害規模が大きくなれば傷病者が増える、さらに緊急搬送や緊急手術が必要となる重傷者も増えるということになるのですが、茅ヶ崎、寒川地区の救急車は9台。1つの病院で緊急手術できるのは2名程度ですので、茅ヶ崎地域で重症者が10名、15名と出てしまうと、医療が破綻するということになります。通常そういう場合は、隣り町からの援助ということになるのですが、大規模災害時には、県内各所で同等の医療不足が発生するので、県外、全国から応援を要請すると同時に、患者を送り出さなくてはいけなくなるのです。これを束ねるのが、県の災害医療対策本部になります。そこのやりとりは、地域災害医療対策会議を通さないとできません。これまでは、藤沢、寒川、茅ヶ崎の情報を集約し、県の組織を通してやりとりするしかなかったのですが、この会議が市に移りましたので、県本部と直結して、横浜市や川崎市と同様に有利なかたちでやりとりができるようになったと思っております。

災害医療は、なぜ防災と横並びで考えられているかと言うと、医療不足の際は、かならず患者のトリアージが行われるからです。患者さんの優先順位をつけることがトリアージです。これに関しては、必ず医療に基づいて選択しなければならないとなっております。県の本部でも経験のある医師10人程度がコーディネーターとなって、指揮をとります。茅ヶ崎でも2名の医師にコーディネーターをお願いする予定です。

地域災害医療対策会議と先ほどから申し上げておりますが、基本的に発災時に県の本部と直結するかたちで茅ヶ崎市災害医療対策本部を設置するのが目標となります。平時から話し合いを行い、どういう形で本部を設置していくかを考える会議ですので、発災時に悠長に会議を開くというわけではありません。

発災時の茅ヶ崎市災害医療対策本部を設置することに関して、市保健所で担当するということになりまして、年度内に会議を開催し、具体的なことをつめていき、発災時の体制作りについて進めていきますので、これからよろしくお願いします。以上となります。

○夜光副市長：ありがとうございました。他にご意見等ございますか。

○山口委員：茅ヶ崎警察署長の山口と申します。洪水ハザードマップを見ましたが、市の西部、相模川の近くは広い範囲で浸水区域となっています。津波の時は、相模川を遡上すると思いますが、千ノ川などの支流にはどういった影響があるのかを伺いたいのが1点です。

もう1点が、5ページの指定緊急避難場所と指定避難所の区別についてですが、津波避難ビルが指定されるのではないかと推測しているのですが、ビルに鍵がかかっている入れないでは助からないの

で、何か検討されているのでしょうか。

○入澤主幹：防災対策課の入澤です。ご質問の1つ目、千ノ川などの支流への影響についてですが、遡上する可能性はありますが、支流沿いの市街地への浸水までは想定されておりません。

2つ目の津波一時退避場所につきましては、141箇所、小中学校32校を指定しております。マンション等への進入については、管理組合には部屋の番号を押して、住民の方にオートロックを解除していただくことをご了解をいただいております。

○夜光副市長：他にご質問ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

ご意見ご質問が他にないようですので、議題であります、「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について」お諮りいたします。事務局から説明がありましたとおい、修正することよろしいでしょうか。

一同異議なし

○夜光副市長：ありがとうございます。案のとおり修正することといたします。

本日の議事につきましては、これをもちまして終了とさせていただきます。御協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、進行を司会に戻します。

○大竹防災対策課長：ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、ご協議いただきましてありがとうございます。

それでは、次第の「4 情報交換」に移らせていただきます。お集まりいただいた皆様にも関わります、本市の防災の取り組み5件についてご説明させていただきます。

まず、(1)「相模川の洪水浸水対策に係るタイムラインの作成について」、事務局より説明願います。

○西村主任：防災対策課の西村と申します。着座にて失礼いたします。私からは相模川の洪水浸水対策に係るタイムラインの作成についてご説明をさせていただきます。資料3-1、3-2をご覧ください。

資料3-1の2ページをご覧ください。タイムライン策定の背景には、これまで想定を超える浸水害が多発していることを踏まえ、避難対策の充実、強化を図るために、水防法が改正されたことがあります。スライドの写真ですが、茨城県の常総市で平成27年9月に関東・東北豪雨の際に鬼怒川が氾濫し、死者8名、負傷者79名という甚大な被害が発生した際のものです。またこの災害で、特に注目したい点としては、約4,300名の方が逃げ遅れたという点です。家の屋根などに孤立する方が多数いました。

3ページをご覧ください。近年、日本全国で大雨による大災害が発生しております。昨年の九州北部豪雨など、甚大な被害が起こっております。

4ページをご覧ください。このような背景を踏まえ、これまで水防法では、防災対策の前提となる降雨として、築堤工事の基準となる計画規模降雨によるものとしておりましたが、堤防などの施設では防ぎきれない、大洪水は必ず発生するとの考えのもと、想定しうる最大の規模の降雨による洪水が発生することを前提とした対策をとること、となりました。本市に隣接している相模川につきましては、これまで計画規模の459mmから、想定最大規模の567mmとなっております。

5ページをご覧ください。この想定最大規模の降雨をもとに、本市におきましては、相模川の洪水ハザードマップを平成29年12月に作成しました。この想定では、市域の約1/4が浸水域となっており、浸水区域内の人口は、推計値で約60,000人、うち約2,500人が避難行動要支援者となっています。

6ページをご覧ください。今回、浸水継続時間を新たに公開しております。市内では、最大1週間浸水が継続する箇所がございます。このような想定最大規模降雨で想定した場合、浸水想定区域内には、約60,000人の方が居住をしております。そこに留っては命に危険が及ぶ可能性があるという方、浸水区域外への立退き避難が必要な方の条件を、国のワーキンググループの検討を基に茅ヶ崎市でも検討をしております。条件としては、3つ挙げており、家の全居室が水没してしまう方、浸水継続時間が72時間以上の場所に居住している方、川の氾濫によって家が流されてしまうおそれのある方、こういった方は、災害時そこに留まっては、命の危険があるため、立退き避難を推奨する方とさせていただきます。そういった方の人口は、約22,500人、そのうち約900人が避難行動要支援者と推定しております。

8ページをご覧ください。浸水区域内には、公共施設が、小中学校を含む39施設、医療機関については、16施設、要配慮者施設については、27施設が所在しております。1つ例に挙げさせていただくと、中島という地域にある特別養護老人ホームでは、想定浸水深が0.5mから3.0mで、1階部分が浸水してしまう深さ、また継続時間については、72時間から168時間、最大1週間の浸水が想定されています。このような事例から、要配慮者をどのように安全な場所へ避難してもらうのか、また避難先の確保をどうするのかといった課題がございます。

9ページをご覧ください。このような課題について、市としては、逃げ遅れゼロを目指すために、全庁的に水害の想定を共有し、いつ、誰が、何をするかに着目して、防災行動とその実施主体を時系列的に整理する、タイムラインの策定を進めているところです。

10ページをご覧ください。タイムラインの策定には、避難行動のタイミングが非常に重要となります。こちらのグラフは、国のデータに基づき、1時間あたりの降雨量と水位の変化を表したものとなります。横軸が時間を示しており、相模川が越流する時間を0時間と設定しております。そこから遡って、2時間20分のところ、水防団待機水位と書かれているところですが、水位が急激に上昇しているのが分かると思います。また、降雨量については、12時間前から増えてきておまして、最大で1時間に70mmの降雨量も想定されております。このような水位の上昇、また降雨量の増え方から、市としては、雨が強くなる12時間前までには、浸水想定区域外に避難することが必要と考えております。

11ページをご覧ください。想定最大規模の降雨による洪水浸水では、従来の基準である水位基準に基づいた避難情報の発令では、住民の逃げ遅れが発生すると考え、逃げ遅れゼロを実現させるために、3日前程度から避難のための防災行動に取り組む必要があると考えております。

12ページと、資料3-2をご覧ください。資料3-2は、タイムラインの概略版になっております。1番左に時間軸を載せておまして、下の0時間から遡って72時間前という時間設定の中で、必要な防災行動を概略的に記載したものとなります。時間設定の中で注目していただきたい点は、まず24時間前になります。24時間前のところにつきまして、非常に大型の台風、例に挙げるならば伊勢湾台風クラスの台風が接近する可能性がある場合については、大雨特別警報の言及について、気

象庁が記者会見を行うことが示されております。この記者会見を1つのトリガーとしまして、避難準備・高齢者等避難開始の発令を考えております。また、18時間前には、大雨・洪水警報が発表されることを想定し、それにあわせて避難勧告の発令、また12時間前には大雨特別警報の発表を想定し、このタイミングまでに浸水区域内の方を区域外へ立退き避難させることを目標にしています。これまで、昨年の7月からタイムラインの概略版を基に、全庁的なタイムラインの検討を進めており、現在は各部局の防災行動の抽出が終わり、時系列的に整理を行っている段階でございます。年度内に庁内のタイムラインとしてまとめる予定です。ただし、避難先の確保や、要配慮者の避難の行動など引き続き検討する項目がございます。そのため、次年度以降も検討を続け、一定の整理ができましたら、庁外の関係機関等も交えて、また改めて検討させていただきたいと考えております。説明については、以上となります。

○大竹防災対策課長：ただいま事務局から(1)「相模川の洪水浸水対策に係るタイムラインの作成について」説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

○太田委員：湘南県政総合センターの太田と申します。資料3-2タイムライン概略版について、避難情報という項目を上から見ていくと、24時間前のところで「避難準備・高齢者等避難開始」、この表現が先ほど説明にあった、避難情報の名称変更ということでしょうか。12時間前の「避難指示」、これは「避難指示(緊急)」ということでしょうか。

○西村主任：ご指摘のとおりです。「避難指示」については、「避難指示(緊急)」に修正をさせていただきます。

○大竹防災対策課長：ご指摘いただきありがとうございます。その他ございますか。

○塚田委員：福祉避難所における要支援者の受入れというところで、具体的に避難先では電源の確保は確実にできるのでしょうか。

○西村主任：電源の確保についてですが、現時点では災害の規模によって想定も変わってくることから、確実なお答えはできないのですが、タイムラインの概略版を検討するに当たり、東京電力パワーグリッドにヒアリングをさせていただき、その中で電力の復旧に関しては、浸水区域外については直ちに復旧できるが、浸水区域内にある所については、作業員が中に入ることができないので、そういった所については電力の復旧に時間を要してしまう、という回答をいただいております。なので、浸水区域外の所については、仮に停電等が起きた場合についても、早急な復旧が見込まれると考えております。

○大竹防災対策課長：他にございますか。今後、ご不明な点がございましたら、直接防災対策課に問い合わせいただければと思います。

続きまして、(2)「茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画(全体計画)について」、事務局より説明願います

○入澤主幹：防災対策課の入澤と申します。茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画についてご説明させていただきます。本計画については、市民安全部防災対策課、福祉部障害福祉課、福祉部高齢福祉介護課で担当している業務ですので、障害福祉課長の一杉、高齢福祉介護課長の重田も出席しておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

資料4をご覧ください。茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度については、阪神・淡路大震災や東日

本大震災等の災害で、建物の崩壊や津波からの避難が遅れたことにより、自力で避難することが困難な高齢者や障害者等が多数犠牲となりました。

こうした教訓を踏まえ、国は、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、平成25年6月に災害対策基本法を一部改正するとともに、これまでの「災害時要支援者の避難支援ガイドライン」を全面的に改訂し、同年8月に「避難行動要支援者の避難行動に関する取り組み指針」を作成しました。

このことから、本市では、平成18年度より国のガイドラインにより推進してきました「災害時等要支援者支援制度」を見直し、新たに平成29年4月に「茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画」を策定しました。支援については、さまざまな方策や方法が想定されますので、地域の防災活動に関することを市民安全部防災対策課、障害者の支援に関することを福祉部障害福祉課、高齢者の支援に関することを福祉部高齢福祉介護課でそれぞれ担当し、本制度の周知・啓発に努めております。

1ページをご覧ください。先ほどもご説明いたしましたが、制度ができた背景ですが、過去の大災害において、東日本大震災で避難が困難であった高齢者や障害者の方の多くが犠牲になったことから、災害時に特に支援が必要な人の避難支援が大きな課題となりました。

2ページをご覧ください。しかし、その一方で、長野県北部地震・新潟県糸魚川市の火災のように、地域で日頃から顔の見える関係を築いていたことで、死者をゼロにおさえることができたという事例もあります。

このことから、日頃からできることを通じて、地域でのお互いの距離を縮め、いざという時に助け合う関係づくりを築くことの必要性がわかりました。しかし、最近では、核家族化や高齢化が進行していることが現状です。

3ページをご覧ください。茅ヶ崎市の現状としましては、高齢化率が25%、65歳以上のみの世帯が22%、障害の方は23人に1人となっております。そのため、茅ヶ崎市でも災害が起こった際には、過去の大災害と同様のことが起こる可能性が高いと思われます。

過去の大災害を教訓に、高齢者や障害者の方の被害を減らすことで、減災に繋げることができると考えます。

4ページをご覧ください。こうした過去の大災害の経験から、平成25年6月国が災害対策基本法の改正を行いました。災害時に特に支援が必要な人が速やかに避難できるよう支援し、減災に繋げることが目的です。

5ページをご覧ください。このことに伴い、茅ヶ崎市では、支援体制の仕組み作りのため、平成29年4月避難行動要支援者支援計画を策定しました。この計画に基づき、避難行動要支援者支援制度による取組を進めることといたしました。

6ページをご覧ください。避難行動要支援者支援制度とは、避難行動要支援者名簿を活用し、どのような方に支援が必要なのかを把握することで、要支援者の避難支援につなげ、減災を目指すものです。

まず避難行動要支援者の方に、自分が「支援が必要である」ことを自分の地域に意思表示してもらい、その情報を、市は整理し、名簿として提供いたします。また、名簿が提供される関係者の方については、その情報を活用し、自分の地域での要支援者の実態を把握したうえで、避難支援体制づくりに努めていただきます。

7ページをご覧ください。避難行動要支援者の対象者はこちらに示すとおりとなっています。詳細は後程ご覧ください。

8ページをご覧ください。避難支援等関係者及び関係団体についてです。避難支援等関係者につきましては、ここに挙げている①～⑥の方々となり、平常時から、本人同意のある避難行動要支援者名簿を提供します。

災害時は、必ずしもその現場に居られるとは限らず、その時々によって変わってくると思われまます。そのため、日頃の活動や業務等を通じ、どこにどういう人が居て、どういう状況かを知っておき、平常時から何かあった時の体制を考えておくことが必要と考えています。そして、その平常時の取組を災害時につなげていくことが重要と考えています。

地域に関わる多様な関係者が連携・協力することにより、支援が特定の個人に偏るのではなく、地域全体で避難行動要支援者を支え、減災につなげる仕組みづくりを目指していきます。

9ページをご覧ください。連携イメージについて示しておりますので、後程ご覧いただければと思います。参考に、このページの右側に平成29年8月の避難行動要支援者名簿登録者数をお示しております。

10ページをご覧ください。名簿を配付する目的について説明させていただきます。名簿を配付する目的としましては、災害対策基本法第49条の10避難支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とすることとしています。災害発生時等に可能な限り、迅速な避難支援や安否確認ができるよう支援体制づくりを補完するものとして名簿を活用していただきたいと思ひます。

説明は、以上となります。

○大竹防災対策課長：ただいま事務局から(2)「茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画(全体計画)について」説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

○熊澤委員：今説明のありました、名簿の関係なのですが、個人情報保護法との関係の中で、この範囲でしか明確化できないのかなと思ひますけれども、災害時のいざという時にこの情報が関係機関に伝わらないと、実際の対応はかなり厳しいだろうと思ひます。この取り組みについて、行政で最大限努力して、進めてもらいたいと思ひますので、よろしくをお願いします。

○入澤主幹：ご意見いただきましてありがとうございます。関係機関と連携して、取り組みを進めてまいりますので、よろしくをお願いします。

○大竹防災対策課長：今ご意見いただきましたとおり、平時にいかに関係機関と情報を共有できるのかといったところが重要だと思ひております。名簿の対象となっている皆様に、市からその必要性をしっかりとお伝えして、平時からの情報提供を同意していただける方の数を増やしていく、このことが災害時に多くの方に助かっていただくために必要と思ひておりますので、関係課、機関と連携して行っていきたいと思ひます。

他にご意見ご質問ございますか。

○塚田委員：先ほど質問させていただいた、豪雨の際に、避難勧告が放送で流れているような状況で、実際に何人の方たちが特に何も連絡をもらえず、自主的にホテルに避難した方もいたのですが、結局大事に至らずに済んだのですが、実際に避難勧告が出るようなときに、避難支援者の方は何か活動し

ているのか知りたいです。

- 入澤主幹：消防機関、警察などがということによろしいでしょうか。そういった機関に対して、市から積極的に気象情報を提供しており、早め早めの措置をとっています。
- 大竹防策課長：その他よろしいでしょうか。本件の関連として、塚田委員より資料をご用意していただきました。御配りしております「医療ケアを要するお子さんとその家族へのアンケート」の結果について、御説明いただきます。塚田様、よろしく御願いたします。
- 塚田委員：私がこの会議に参加することとなった目的は、おそらく現場の重度のお子さんや高齢者の方々の支援を実際に接している立場として、その現場の声を伝えるということがあると思います。たまたま平成29年9月から医療ケアを要するお子さんとその家族に対して、防災に関するアンケートを自立支援協議会の育ちの支援部会というところの医療ケアワーキンググループで行いましたので、私が直接関わったわけではないのですが、マザー湘南の職員が関わっておりますので、その結果を配付させていただきました。

まずこのアンケートをとった目的は、災害に備えた日頃の備えの実態を把握するためです。お子さんの年齢は、1歳から17歳までで、医療ケアが必要な重度なお子さんたちです。アンケートをとった数としては24名と少ないのですが、確実に茅ヶ崎市内にこういう方たちがもっと住んでいるというのが現実です。

災害時に助けを頼める近隣の方はいますか、という問いに対して、非常に衝撃的な結果なのですが、ありの人が45パーセント、なしの人が55パーセントということで、お子さんのことを近隣の方に話ができていないという現状が分かりました。

避難行動要支援者支援制度を知っていますか、という問いに対して、知っている人は70パーセントなのですが、実際にはその制度を活用して登録をしている方もいるのですが、この前のような避難勧告が出た時に、連絡をもらったという人はいなかったのが残念でした。

災害のためにどのような備えをしていますか、という問いに対して、食事、排泄、清潔、薬、器具など色々なものが健常な方に比べて、すぐに手に入らない状況ですので、皆さんそれなりに備えはしているのですが、1番皆さん心配しているのが電源です。吸引が頻繁に必要な方は、吸引器を使っているのですが、1日に何回も痰などの吸引を行わないと、のどを詰まらせてしまい、窒息してしまいます。呼吸器を使っているお子さんは、もちろん1日中電源が必要ですし、酸素の濃縮器を使って吸引している方も電源が必要です。災害の時には、酸素ボンベから直接吸引しますが、ボンベは何日ももつわけではないので、ボンベを何本も家に置いている方もいますが、多くの方は1、2日でボンベが空になってしまいます。電源に対して皆さんどのような工夫をしているかという点、車のシガーソケットから電源をとるなどがあるのですが、コードを家の中まで伸ばせないのが、子どもを外に出さないと吸引できないや、予備の電源を用意していても、停電が続けばいずれ切れてしまう。中には発電機を持っている方もいますが、発電機は金額が高いですし、維持するためのガソリンの補給も難しいので、家庭に発電機を備えておくのは難しい現状があります。

このアンケートをとって、電源に不安を感じている方が特に多かったのが、先ほども電源に関する質問をさせていただきましたが、逃げた先で電源が確保できるのだろうかという心配を抱えている方が多いです。

かかりつけの医療機関と災害時の対応について、色々と相談している方もいますが、していない方

もいらっしゃって、している方の中で、いつでも病院に来ていいよといわれたので、先日の台風の際に自宅が停電になったら危険なので病院に行ったら、病院から「どうしましたか」と言われてしまい、緊急な患者等もいる中で、電源だけもらいに行くのは病院としても厳しいので、その辺についても検討していただきたいなと思っています。

災害に備えて家族で話し合いをしていますか、という最後の問いですが、かなり自宅で対策を取っている方はいるのですが、今回アンケートをとったことで、他の方が色々工夫していることを共有できて良かったということと、自助の限界を知ることができたなどの意見をいただきました。ご意見の中で、細かく書かれていたのですが、避難行動要支援者支援計画というの、高齢者の方は地域に長く住まれていて、近所からもそこにどんな人がいるか理解されやすいのですが、重度のお子さんについては、中々人に話せないという方も多くて、本当はそれではいけないとは思っているところもあるのですが、現実的に援助を求めることは難しいのかなということが分かりました。

災害時に公助が必要なことがたくさんあるのですけれども、地域の警察、消防、民生委員など色々な方、地域の方々に知っていただいて、理解をいただけるようにこちらでも努力しなきゃいけないなということを、このアンケートを通じて私は感じました。以上となります。

○大竹防災対策課長：ありがとうございました。ただいま塚田委員より「医療ケアを要するお子さんとその家族へのアンケート」について御説明いただきましたが、委員の皆様からご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

それでは、続きまして、(3)「平成29年度災害対策本部運営訓練について」、事務局より説明願います。

○菊池危機管理担当課長：防災対策課危機管理担当課長の菊池でございます。ご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料5をご覧ください。こちらは、訓練実施前の記者発表資料をそのまま配付させていただいたものとなります。

平成29年11月17日に、大規模災害発生時に迅速かつ的確に対応するために、茅ヶ崎市災害対策本部による情報処理、応急対策の検討、防災関係機関の皆様との連絡調整などの活動について訓練、検証等を行う、災害対策本部運営訓練を実施しました。本訓練は、企画から、防災関係機関の皆様にご意見をいただきながら、本防災会議の委員でもあります、佐藤茅ヶ崎市防災担当参与の参画のもと実施しました。

今年度の訓練の特徴といたしまして、発災2日目、15時間後からを想定いたしまして、防災関係機関の皆様や各班、各部の調整に重点を置き、実施したところ、おかげさまで本日までご出席いただいている皆様を含めまして、17の防災関係機関にご参加いただき、市職員約240人とともに、実効性の高い訓練が実施できたところでございます。ご参加、ご参観いただきました皆さまには、この場をお借りして御礼申し上げます。ありがとうございました。来年度も、多くの防災関係機関の皆様にご参加、ご参観いただき、実効性の高い訓練にしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。災害対策本部運営訓練についての説明は、以上となります。

○佐藤委員：訓練の企画に携わった立場から、少し補足をさせていただきます。今年度の訓練では、先ほど菊池担当課長からご説明がありましたが、17の防災関係機関、団体の方にご参加いただきました。これによって、私たちは様々なことを勉強させていただきました。関係機関の皆様から、アンケ

ートをとった中で様々なご意見をいただいておりますので、いくつか紹介させていただきます。これからの方向性がみえてきたので、今後も市と連携したい、成果があった、など訓練の成果を実感した肯定的な意見があった一方で、状況付与内容については、事前調整が必要である、連絡員は土地勘がないので場所が分かるような配慮が必要、施設名は正式名称でお願いしたい、受入れ担当班が不明確、DMA Tの調整本部のブース設置が必要である、有事の連絡方法の調整が必要である、などのご意見をいただきました。防災関係機関と今後災害時の連携を強化していく上で、非常に参考となるご意見と考えております。従いまして、菊池担当課長からもありましたが、来年度も引き続きご協力いただければと思います。とりわけ、来年度は事前の準備段階から、どういう訓練内容とするのか、あるいはどういうやり方で訓練を行うのがいいのか、といったころも含めて、色々と調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。ありがとうございました。

○大竹防災対策課長：ありがとうございました。本件について、委員の皆様から何かございますか。また、訓練の時期が近づいてまいりましたら、ご案内させていただきますので、引き続きのご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、(4)「消防防災フェスティバルについて」、でございますが、予定の時間が迫ってまいりました。こちら28年度TOTO株式会社茅ヶ崎工場にご協力いただきまして、敷地をお借りして開催させていただきました、フェスティバルの結果について、資料をご用意させていただきましたので、資料6をご覧くださいと思います。また、今年度のフェスティバルにつきましては、あいにく台風の接近に伴って、イベント自体が中止となりましたので、ご報告させていただきますとともに、詳細はまだこれからなのですが、今年の秋にもまた消防防災フェスティバルの開催を予定しておりますので、引き続きご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、情報交換の最後となります、(5)「広域避難場所の見直しについて」、事務局より説明願います

○橋村課長補佐：(5) 広域避難場所の見直しについてご説明いたします。資料につきましては、資料7となります。

市では、大規模な火事が発生した際に、火災の危険から命を守るために緊急的に避難する場所として、昭和50年より広域避難場所を指定しております。

この広域避難場所について、指定当時からの変化等を踏まえ、茅ヶ崎市防災会議条例第4条に基づき、地震火災や都市防災に係る学識経験者の方を防災会議の専門委員に任命し、ご意見をいただきながら、現行の広域避難場所の安全性について再検証するとともに、新規指定候補地の検討を行いました。

この検討状況について、資料7でご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。まず、検討の前提といたしまして本市の火災危険度についてご説明させていただきます。

2ページは市の調査結果ですが、地図中の丸印の数字のついた緑の位置が広域避難場所で、それ以外にもいくつか色分けしております。この緑以外の色分けの意味ですが、同じ色の範囲内で1件でも出火し、消火活動を行わず、そのまま放置した場合に、どこまで延焼するかを示したものとなります。市南東部では1万棟以上も延焼するような結果となっており、500棟以上延焼してしまうような場所だけを色分けしていますが、これだけでも市内に16カ所もあり、本市では延焼火災のリスク

が非常に高いという結果となっています。

また3ページは、神奈川県地震被害想定調査報告書の抜粋で、こちらを見ましても、周辺の市町と比べて、本市は赤い点が多くなっています。また、4ページは国の中央防災会議の首都直下地震のワーキンググループの報告書の抜粋ですが、県のものとは凡例が異なるため、色分けが多少異なりますが、いずれにしても、本市にあっては火災の危険性が高いという結果となっています。

5ページとなりますが、こうした火災の危険性に対し、現状では、県の大震火災避難対策計画に基づき、10,000㎡以上の空地进行指定するという考え方のもと、具体的には、6ページとなりますが、県立里山公園やゴルフ場など、現状8か所を広域避難場所に指定しています。

8か所それぞれの名称の下に括弧書きで指定した年を記載していますが、ご覧のとおり、一番上の里山公園が平成25年であることを除くと、そのほとんどは昭和50年代に指定されたものとなっています。

こうした指定から40年以上経過した広域避難場所について、果たして現状も広域避難場所としての機能を十分に有しているのか、学識経験者の方のご意見をいただきながら昨年度より検証を行いました。

7ページからはこの40年間の本市における社会環境の変化をいくつかのスライドでお示ししています。7ページは人口の変化ですが、この間、人口が約9万人増加し、約1.6倍に増加しています。

また、8ページは世帯数の変化ですが、人口の増加以上に増加しており、約2.3倍に増えております。

9ページは、土地利用の変化ですが、農地や山林等の自然的土地利用と、住宅地や商業地等の土地利用が、広域避難場所の指定当時では、ちょうど50%ずつであったものが、年々自然的土地利用が減少し、直近の調査では25%と40年前と比較すると半分となっています。

この変化を具体的に表したものが、10ページ、11ページの航空写真です。これは広域避難場所のひとつであります、県立茅ヶ崎高校周辺の昭和47年当時と平成27年の航空写真ですが、10ページの赤枠で囲った場所は航空写真で見ると、当時、畑等のオープンスペースであったところですが、平成27年の下段では赤枠の中が住宅地となっており、指定当時は広域避難場所周辺にはオープンスペースが多く存在していたものが、現状では、敷地周辺にも木造家屋が密集しているような状況です。

これらの変化をまとめたものが、12ページですが、人口増に伴い、農地等のオープンスペースが減少した結果、広域避難場所周辺にも木造家屋が密集し、広域避難場所そのものも周辺の延焼火災のリスクが高まり、改めて広域避難場所として有効かどうか、再検証する必要が生じています。

13ページは、8か所の広域避難場所について検証した結果を表でまとめたものですが、例えば、先ほど航空写真でお示した茅ヶ崎高校は4番ですが、現行避難面積として27,000㎡ほど見込んでいるところですが、改めて周辺の延焼火災からの影響を計算した結果、有効な避難面積としては、14,000㎡ほどとなっており、半数近くに減少しております。この茅ヶ崎高校周辺以外にも、5番の茅ヶ崎西浜高校、6番の茅ヶ崎公園野球場、7番野茅ヶ崎ゴルフ倶楽部の広域避難場所も3割ほど減少しているという結果となっています。

この避難場所として有効な面積が減少した広域避難場所に、増加した人口を割り振ったものが14ページ、15ページです。15ページの四角囲みの数字が1人当たりの避難面積ですが、市では避難者1人当たり2㎡を確保したいと考えておりますが、市の中央部、西部、南部で避難面積が不足して

いるという結果となっています。

この避難面積の不足以外にも、現状の課題を17ページにまとめておりますが、避難距離が長い、避難の過程で河川を横断する必要があるといった課題がございます。

こうした課題を解決するためには、広域避難場所を新たに確保する必要があるのですが、学識経験者にもご意見をいただきながら、18ページの考え方のもと、現在、新規指定に向け、各施設の管理者の皆様と協議を進めているところです。

具体的には、県市の公共施設のほか、民間施設とも指定についてお話を進めさせていただいており、年度末には、現行8か所の広域避難場所を21か所に増やしたいと考えております。

まだ、各施設管理者と協議中の段階ですので、協議が整い次第、改めてご報告させていただきます。

(5)の広域避難場所の見直しに係る状況報告は以上となります。

○大竹防災対策課長：ただいま事務局から(5)「広域避難場所の見直しについて」説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

よろしいでしょうか。説明の中にございましたとおり、調整が整い次第皆様にお知らせしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、「その他」について事務局より何かありますか。

○臼井主任：2点、連絡事項がございます。

1点目につきましては、本日情報交換の中でもご説明させていただきましたが、様々な取り組みを進める中で、引き続き、計画の修正について検討してまいりたいと考えております。関係機関の皆様にもご協力をいただきながら、新たな修正案を作成してまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、2点目といたしまして、市の駐車場をご利用の方で、駐車券の処理がお済みでない方は、手続きをいたしますので、閉会后事務局へお知らせください。

また、受付で駐車券をお預かりさせていただいた方につきましては、この後、減免処理したものをお渡しいたしますので、その場でお待ちください。以上となります。

○大竹防災対策課長：最後となりましたが、ご出席の委員の皆様より何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、以上をもちまして、平成29年度茅ヶ崎市防災会議を閉会とさせていただきます。皆様には、ご協力をいただきましたことを、御礼申し上げます。本日は誠にありがとうございました。